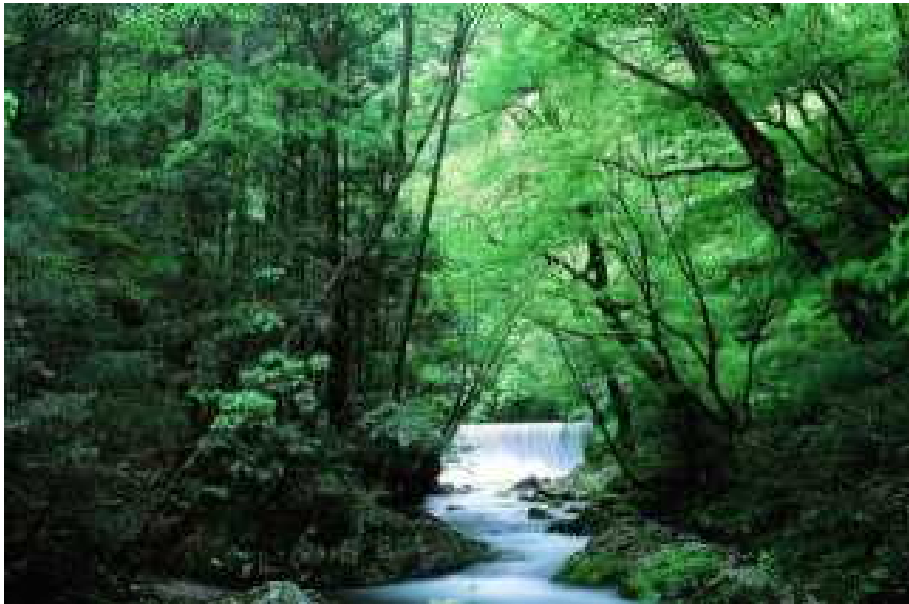


宍粟市

食物アレルギー疾患対応ハンドブック

(食物アレルギー疾患対応マニュアル・概要版)

(令和3年2月改訂)



宍粟市教育委員会

宍粟市「食物アレルギー疾患対応マニュアル」〈概要版〉の作成意図について

宍粟市「食物アレルギー疾患対応マニュアル」については、食物アレルギー疾患に対応するために必要な事項をなるべく広範囲に網羅する方向で編集しています。

その結果、当該のマニュアルは内容が多岐にわたり、充実したものとなった反面、分量も多くなってしまいました。

そこで、子どもたちに関わる学校関係職員全員が常に所持し、いつでも使用できる〈概要版〉を新たに編集することとしました。

〈概要版〉の掲載内容は以下の3点に絞って編集しています。

1 【情報収集・分類・管理の手順】

＝食物アレルギーを有する児童生徒の把握

リスクの高い児童生徒から低い児童生徒までを分類し、管理するための手助けとなるもの。

2 【緊急処置およびその訓練の方法】

＝校内役割分担（例）、症状チェックシート、エピペンの打ち方

アナフィラキシーなどの症状に気づき、処置をするためのトレーニングに資するもの。

3 【緊急搬送およびその訓練の方法】

＝緊急時対応フローチャート

患者を迅速に病院に搬送するための手順を示すもの。

この〈概要版〉を手にとった方々が、宍粟市「食物アレルギー疾患対応マニュアル」本編とともに有効にご活用いただき、共通の理解と認識のもと、子どもたちに対して適切な支援を推進されるよう期待しています。



宍粟市教育委員会

もくじ

1 食物アレルギーを有する児童生徒の把握

- (1) 小学校新入生把握までの流れ
 - ア 就学時健康診断
 - イ 入学説明会（個別面談1）
 - ウ 給食対応を必要とする児童の保護者との面談（個別面談2）
 - エ 校内食物アレルギー対応委員会で個別支援プランの作成
 - オ 教職員の共通理解
- (2) 中学校入学にあたって
 - ア 食物アレルギーに関する小中連絡会（入学説明会までに）
 - イ 入学説明会
 - ウ 個別面談1
 - エ 個別面談2
 - オ 校内食物アレルギー対応委員会で個別支援プランの作成
- (3) 在校生（新たに対応を開始する場合）
 - ア 保護者より申し出、保健調査票チェック
 - イ 個別面談1・2
 - ウ 校内食物アレルギー対応委員会
- (4) 転入生
- (5) 在校生（既に対応している場合）
- (6) 進級時

2 校内役割分担（例）

3 緊急時対応フローチャート 症状チェックシート

4 エピペンの打ち方

1 食物アレルギーを有する児童生徒の把握

(1) 小学校新入生把握までの流れ

ア 就学時健康診断

- (ア) 保護者に「就学時健康診断票」の記入を依頼する。また、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るように促す。
- (イ) 学校医（内科医）による健診時に「就学時健康診断票」のアレルギーの欄の食物アレルギーがあるとなっている場合は、保護者への問診を行う。
- (ウ) 学校医（内科医）の指示により、「就学時健康診断票」の診断結果の内科の欄の、食物アレルギーの項目にチェックを入れ、「食物アレルギーに関する個別調査票（様式2）」を保護者に渡して入学説明会に持参するよう依頼する。

イ 入学説明会（個別面談1）

- (ア) 宍粟市の学校給食の概要及び食物アレルギー対応の概要について説明し、食物アレルギー対応が必要と思われる児童の保護者に、説明会のあと残るように依頼する。
- (イ) 就学時健康診断で把握できていなかった食物アレルギーを有する児童について、「食物アレルギーに関する個別調査票（様式2）」を保護者に手渡し、記入を依頼する。
- (ウ) 入学説明会終了後に「食物アレルギーに関する個別調査票（様式2）」を持参した保護者及び新たに記入した保護者に残るよう依頼し、担当教諭が面談する。
- (エ) 「食物アレルギーに関する個別調査票（様式2）」より、医師による判断で現在除去食がある場合や、アナフィラキシーショックの既往がある場合、学校での配慮・管理を希望するときは、「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書の提出を依頼する。
なお、「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書については、主治医に記載を要請するよう保護者に依頼する。また、必要に応じ詳細な資料の提出を依頼する。
- (オ) 給食対応が必要な場合は、後日、個別面談2を設定する。

（個別面談1のポイント）

- 1 様式2の確認
食物アレルギーに関する個別調査票で、原因食物摂取後に出る症状について、量、症状、程度等を補足質問する。
- 2 給食の確認
アレルギー対応食（除去食代替食）ができないことを説明し、家庭で作った代替食の持参を依頼する。
- 3 「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書に関する依頼
医師による判断で現在除去食がある場合や、アナフィラキシーショックの既往がある場合学校生活上配慮の必要な人に様式1を渡す。

ウ 給食対応を必要とする児童の保護者との面談（個別面談2）

- (ア) 「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書の内容をもとに保護者と面談し、「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書（様式3）」の提出を依頼する。面談結果は校内委員会に報告する。

(個別面談2のポイント)

- 1 様式1の確認
- 2 給食対応について
 - (1) 様式3の提出を依頼
 - (2) 給食の具体的な対応について協議
完全弁当対応・一部弁当対応・除去・代替等、給食時間の部屋、当番・除去食の運搬等
- 3 学校生活上の留意点
 - (1) 食物・食材を扱う授業や活動について
生活科・総合的な学習の時間・野菜の栽培、家庭科：調理実習等
 - (2) 作業・掃除等について
 - (3) 運動等について
時間割の配慮
 - (4) 宿泊を伴う校外活動について
 - (5) 薬の管理について

エ 校内食物アレルギー対応委員会で個別支援プランの作成

- (ア) 食物アレルギーを有する児童生徒一覧(様式4)を基に個別の対応を検討し確認する。
- (イ) 年度ごとの対応を決定する校内委員会には、可能な限り学校医の出席を要請し意見を聞く。
- (ウ) 必要がある場合は校内委員会での決定について、保護者と面接して説明を行う。

オ 教職員の共通理解

校内委員会での決定事項を、全職員で共通理解する。

(2) 中学校入学にあたって

小学校は、「学校生活管理指導表(様式1)」もしくは医師の診断書、「食物アレルギーに関する個別調査票(様式2)」「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書(様式3)」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧(様式4)」に基づき、児童の食物アレルギー既往歴や経過、学校給食対応について中学校へ詳細を申し送るとともに資料を引き継ぐ。

ア 食物アレルギーに関する小中連絡会(入学説明会までに)

- (ア) 中学校から、小学校にアレルギー対応の必要な児童の有無を問い合わせる。
- (イ) 小学校・中学校の担当者が、「学校生活管理指導表(様式1)」もしくは医師の診断書、「食物アレルギーに関する個別調査票(様式2)」「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書(様式3)」「食物アレルギーを有する児童生徒一覧(様式4)」に基づき、児童の食物アレルギー既往歴や経過、学校給食対応について連絡会を行う。
- (ウ) 連絡会の参加者としては校長・養護教諭・担任(予定)教諭をはじめ該当小中学校長が必要と認める者とする。

イ 入学説明会

宍粟市の学校給食の概要及び食物アレルギー対応の概要について説明する。

ウ 個別面談 1

- (ア) 「食物アレルギーに関する個別調査票（様式 2）」をもとに個別面談を行う。
- (イ) 「食物アレルギーに関する個別調査票（様式 2）」により現在除去食がある場合や、アナフィラキシーショックの既往がある場合、また、学校での配慮管理などを希望するときは、必要に応じ詳細な資料の提出を保護者に依頼する。
- (ウ) 必要であれば後日、個別面談 2 を設定する。

（個別面談 1 のポイント）

- 1 様式 2 の確認
食物アレルギーに関する個別調査票で、原因食物摂取後に出る症状について、量、症状、程度等を補足質問する。
- 2 給食の確認
アレルギー対応食（除去食代替食）ができないことを説明し、家庭で作った代替食の持参を依頼する。
- 3 書類の再記入に関する依頼
再記入が必要な場合には様式 1、様式 3 を渡す。

エ 個別面談 2

- (ア) 「学校生活管理指導表（様式 1）」もしくは医師の診断書、「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書（様式 3）」の内容を基に個別面談を実施する。その際、修学旅行などの宿泊を伴う行事や調理実習などの食材を扱う授業、また部活動など学校生活を送る上での注意や配慮事項などを詳しく聞き取る。
- (イ) 「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式 4）」に面談内容を記録し、校内委員会に報告する。

（個別面談 2 のポイント）

- 1 様式 1、様式 3 の確認および補足質問
- 2 給食対応について
 - (1) 給食の具体的な対応について協議
 - (2) 弁当・除去・代替食・給食時間の部屋・当番
- 3 学校生活上の留意点
 - (1) 食物・食材を扱う授業や活動・野菜の栽培や調理実習等について
 - (2) 作業・掃除等について
 - (3) 運動・部活動等について
時間割の配慮
 - (4) 宿泊を伴う校外活動について
 - (5) 薬の管理について

オ 校内食物アレルギー対応委員会で個別支援プランの作成

小学校の場合と同様に個別支援プランの作成を行う。

(3) 在校生（新たに対応を開始する場合）

ア 保護者より申し出、保健調査票チェック

保護者より児童生徒の食物アレルギー対応について申し出があった場合、または保健調査票のアレルギーについての欄で、食物アレルギーがある場合は保護者に「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書、「食物アレルギーに関する個別調査票（様式2）」加えて必要であれば「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書（様式3）」の提出を依頼する。

なお、様式1については、主治医に記載を要請するよう保護者に連絡する。また、必要に応じて詳細な資料の提出を依頼する。

イ 個別面談1・2

(ア) 「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書、「食物アレルギーに関する個別調査票（様式2）」の内容をもとに保護者と面談する。

(イ) 保護者が学校給食での対応を希望する場合、「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書（様式3）」の提出を依頼する。また、「食物アレルギーを有する児童生徒一覧（様式4）」にその内容を記録し、校内委員会に報告する。

ウ 校内食物アレルギー対応委員会

校内委員会は「第3章-1 食物アレルギーを有する児童生徒の把握」2（4）と同様の対応を行う。

(4) 転入生

ア 前籍校からの健康診断を確認し必要に応じて、前籍校からの申し送りを受ける。

イ 以降、在校生（新たに対応を希望する場合）の対応に準じて実施する。

(5) 在校生（既に対応している場合）

ア 既に校内食物アレルギーに関して対応している児童生徒については、必要に応じて実施する個別面談で、保護者に対して、医師の指示があることを前提に、学校給食の対応について変更する必要があるかどうか確認する。

イ 食物アレルギー対応を変更する必要がある場合は、個別面談等の記録をもとに校内委員会で対応を検討し、決定する。

(6) 進級時

ア 各担当者は、次年度担当者へ確実に引き継ぎを行う。

イ 必要に応じ、個別面談等を実施して、「学校生活管理指導表（様式1）」もしくは医師の診断書、「学校給食時に除去しなければならない食べ物がある旨の申出書（様式3）」の変更の有無を確認する。

ウ 校内委員会で対応を決定する。

2 校内役割分担（例）

〈 校長・教頭 〉

- ・校長のリーダーシップのもと、食物アレルギー疾患の児童生徒に対応するための組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。
- ・「個別支援プラン」の最終決定及び教職員の共通理解を図る。
- ・保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。

〈 学校医 〉

- ・医療的な知見から学校を支援し、学校と地域の医療機関のつなぎ役になる。
- ・健康診断等から食物アレルギー疾患の児童生徒の発見に努める。
- ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。
- ・アレルギーに関する研修会での講義や指導助言を行う。

〈 学年長(学年代表)・学級担任等 〉

- ・養護教諭等と連携し「個別支援プラン」を作成する。
- ・保護者との面談等により、食物アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。
- ・アレルギー疾患の児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるように配慮する。
- ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。

〈 養護教諭 〉

- ・担任等と連携し、「個別支援プラン」を作成する。
- ・保護者との面談等により、食物アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。
- ・担任等と連携して本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、保健管理を行う。
- ・主治医、学校医等、医療機関との連携の上での中核的な役割を果たす。
- ・学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
- ・食物アレルギー疾患に関する医学の情報を教職員等に提供する。

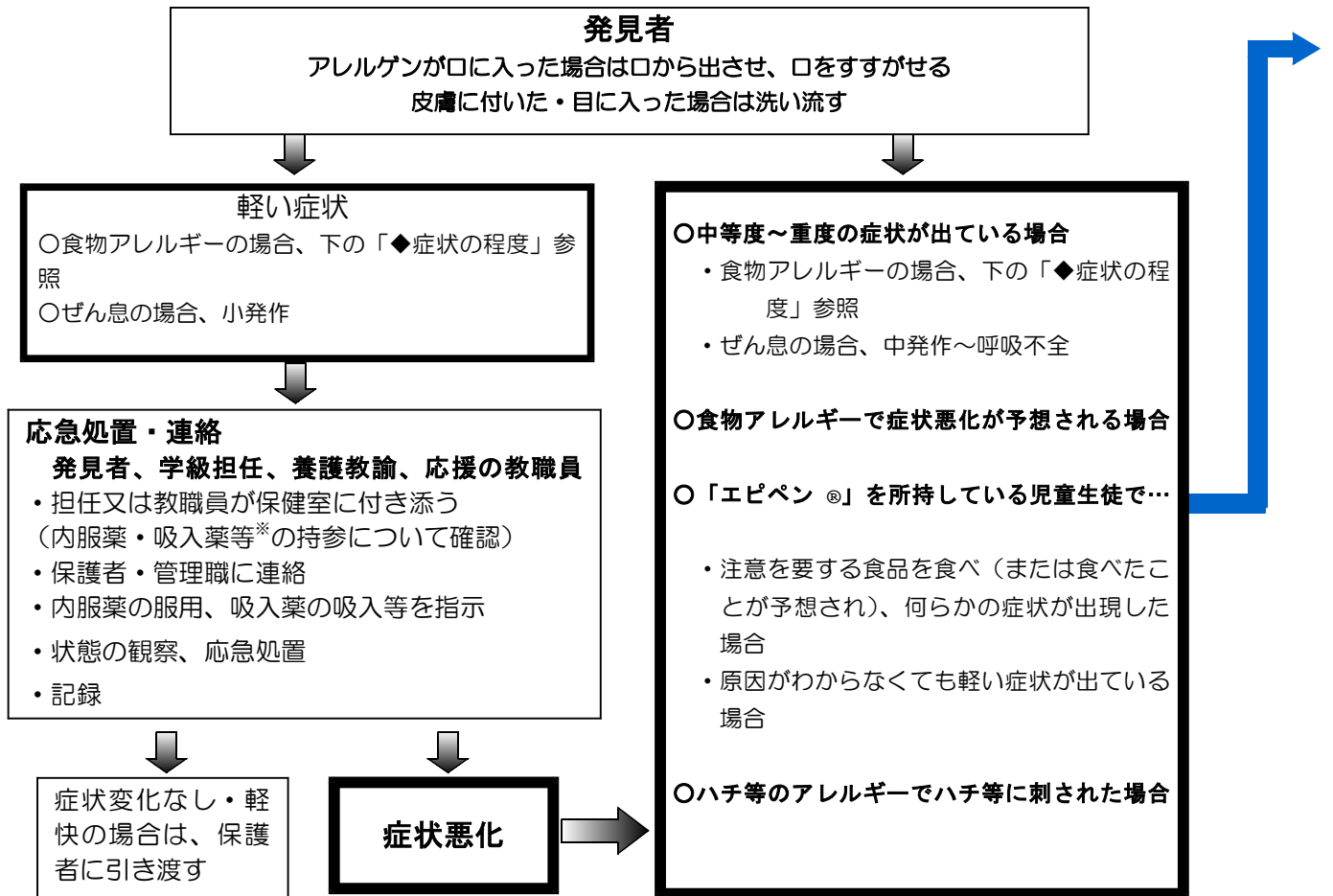
〈 栄養教諭(学校栄養職員) 〉

- ・担任等と連携し、「個別支援プラン」を作成する。
- ・保護者との面談等により、食物アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に対応する。
- ・担任や養護教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への指導や相談を行う。

〈 給食・食育担当教諭 〉

- ・担任等と連携して、「個別支援プラン」を作成する。
- ・食物アレルギー疾患のある児童生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図る。
- ・担任や養護教諭、栄養教諭等と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。
- ・栄養教諭等との連絡調整を行う。

3 緊急時対応フローチャート・症状チェックシート



◆ 症状の程度

| | 軽い症状 | 中等度の症状 | 重度の症状 |
|------|--|--|---|
| 皮膚 | <ul style="list-style-type: none"> ・限られた範囲のかゆみ ・部分的に赤い斑点 ・じんましん（数個以内） ・唇が少し腫れている | <ul style="list-style-type: none"> ・強いかゆみ ・赤い斑点があちこちに出現 ・じんましん（10個以上） ・まぶたや唇が腫れ上がる | <ul style="list-style-type: none"> ・激しい全身のかゆみ ・全身が真っ赤 ・全身にじんましん |
| 口・お腹 | <ul style="list-style-type: none"> ・口の中のかゆみ | <ul style="list-style-type: none"> ・吐き気もしくは1回の嘔吐 ・軟便もしくは1回の下痢 ・時々腹痛が起きる | <ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐を繰り返す ・数回以上の下痢 ・激しい腹痛 |
| 呼吸 | <ul style="list-style-type: none"> ・時々咳が出る ・くしゃみ | <ul style="list-style-type: none"> ・断続的な咳 ・鼻づまり、鼻水 ・のどのイガイガ、のどのかゆみ | <ul style="list-style-type: none"> ・声がれ、声が出にくい ・絶え間ない激しい咳込み ・犬が吠えるような咳 ・呼吸時ゼーゼー、ヒューヒューと鳴る ・息切れ、息苦しい、呼吸困難 |
| 脈・顔色 | 変化なし | 変化なし | <ul style="list-style-type: none"> ・脈が速い ・脈が不規則 ・顔色が青白い ・唇や爪が白い、紫色 |
| 様子 | 変化なし | 元気がない（不活発） | <ul style="list-style-type: none"> ・不安、恐怖感 ・ぐったり ・うとうと ・意識がもうろう |

※薬品や「エピペン®」は、本人が携帯・管理することが望ましい（本人が携帯・管理できない状況にある場合は適切な保管場所を本人、保護者と相談して決める）。「エピペン®」を入れている本人のカバン（ランドセル）に鍵がかかっており、とっさの際に取り出せない場合があるので注意すること。

前ページから続く

- ① 本人を動かさない。症状は急速に進行することがあるので目を離さない。
- ② 大声で応援を呼ぶ（近くの児童生徒に、保健室へ連絡・職員室へ教職員を呼びに行かせる）
以下、応援にかけつけた教職員とともに対応する

救急車要請・AED準備・「エピペン®」があれば準備

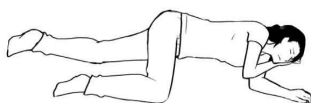
応急処置

発見者、学級担任、養護教諭等

- ・衣服をゆるめ安静にする。保温する。動かさない。
- ・状態の観察、応急処置
- ・意識状態、呼吸、心拍等の把握
- ・内服薬・吸入薬があれば服用・吸入を指示
- ・「エピペン®」があれば本人に持たせる
（意識がないときは教職員がすぐに注射）。



意識がある時
※呼吸困難があれば座らせても良いが立たせない



意識がない時

管理職の動き

- ・対応者への指示
- ・救急車要請、保護者への連絡、応急処置等適切な処置が行われているか確認
- ・必要に応じ主治医・学校医へ連絡・相談

応援の教職員の動き

- ・応急処置に参加
- ・基礎情報の確認（管理指導表等の確認）
- ・救急車要請、AED準備
- ・「エピペン®」・内服薬・吸入薬があれば準備
- ・記録（※前ページ参照）
- ・保護者へ連絡
- ・周囲の児童生徒の管理、救急隊の誘導 など

「エピペン®」があれば注射 一次救命処置（心肺蘇生・AED）

- 「エピペン®」注射のタイミングについては、P30・55（食物アレルギー緊急時個別対応カード）を参照し、疑わしい症状が見られたときは、早めに「エピペン®」の処置を開始すること。
- 「エピペン®」を注射するのは、基本的に本人である。しかし、本人が注射できない状況にあるときは、教職員が本人に代わって注射する必要がある。

救急隊に引き継ぐ 管理指導表、記録表及び使用した「エピペン®」を持参し事情のわかる教職員が救急車に同乗する

主治医に報告し、今後の指導を受ける

教職員全員・教育委員会に報告し、情報を共有する。今後の救急体制の整備に活用する

【「エピペン®」を使用の時には】

- ①「エピペン®」はアナフィラキシー発症時の補助治療剤であり、医療機関の治療に代わり得るものではないことから、直ちに医師による診察を受けること。
- ②「エピペン®」を注射したことを医師に伝え、太ももの注射部位を示すこと。また、使用済みの「エピペン®」は医師に渡す。

4 エピペンの打ち方

① オレンジ色のニードルカバーの先端を下に向けて「エピペン®」を片手でしっかりと握る。



② もう片方の手で、青色の安全キャップを外す。



③ 太ももの前外側に垂直になるようオレンジ色の先端を強く押しつける。押しつけたまま3秒待つ（イチ・ニ・サンと声を出して数える）。緊急の場合は衣服の上からでも注射できる。

※衣服の上から注射する場合は、ポケットの中に物が入っていると注射できないので注意する。



注射後は、オレンジ色のニードルカバーが伸びていることを確認する。伸びていれば注射は完了。伸びていない場合は、注射は完了していないので①～③を繰り返す。

※参考文献：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）
「エピペンの使い方かんたんガイドブック」（株式会社ファイザー）